

相続ニュース

Vol.0108

2016年6月13日(月)
担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

代襲相続とは？

はじめに

相続が発生し相続人の範囲を確認していく中で「代襲相続」という言葉をきくことがあると思います。今回は、この「代襲相続」について確認していきます。

代襲相続とは

代襲相続とは、被相続人が亡くなった時、本来相続人になるはずだった人が先に亡くなっていた場合に、その子や孫やひ孫が代わって相続人になるという制度です。

たとえば、子が被相続人である親よりも先に亡くなっている場合、孫が代襲相続人となる、ということです。また、子も孫も亡くなっていれば、ひ孫に相続する権利は受け継がる再代襲相続という制度もあります。

養子の代襲相続

相続では、養子も実子と全く同じに扱われます。したがって、実子と同様に代襲相続の対象となります。養子が被相続人よりも先に亡くなっている場合、養子の子が代襲相続人となるということです。

ただし、養子の子が養子縁組よりも前に生まれていた場合は代襲相続できません。

兄弟姉妹が亡くなっている場合

相続人である兄弟姉妹が、被相続人よりも先に亡くなっている場合にも代襲相続の制度が適用され、甥や姪が相続人となります。しかし、子の代襲とは異なり、甥や姪も亡くなっている場合には、甥や姪の子は相続人になりません。甥や姪の1代までとなります。

代襲相続の注意点

相続人が相続放棄をしていた場合は、代襲相続ができません。子が親の遺産に対して相続放棄をしていたら、孫が代襲相続をしたくても相続ができないため注意が必要です。

また、被代襲者に遺留分が認められていれば、代襲相続人にも、遺留分が認められています。

おわりに

代襲相続での基礎知識を簡単にまとめさせて頂きました。代襲相続によって思いもよらない人が相続人となることがあるので、実際に相続が発生する前に相続人の範囲について一度確認をしておくといいでしょう。